

平成21年10月30日

加盟団体 各位

安衛法に基づく第1種圧力容器に係る対応の再徹底について

日本LPガス団体協議会
保安委員会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にご承知・ご対応済のことと思われませんが、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）においては、LPガス用貯槽及び容器が該当する第1種圧力容器に対して各種規制が規定されております。

当該規制事項のうち高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）・液化石油ガス法（以下「液石法」という。）・ガス事業法（以下「ガス事法」という。）の適用を受ける第1種圧力容器の製造に関しては安衛法の適用除外とされていますが、関連諸規定の中でLPガス事業所においては、特に「取扱作業における所定の資格者の選任」につき対応が必要とされております。

各LPガス事業所においては既に必要な有資格者の選任等実施済と思われませんが、一部事業所において当局より選任に対しての指導を受ける事態が発生しており、コンプライアンス徹底の観点より、この度弊協議会におきまして再度当該規制の周知と対応の徹底を図るべきとされました。

ついては、加盟各社に対し別添資料のとおりの内容について周知徹底を図り、必要な場合は対応・措置するようご指導頂きたく、よろしくお願い致します。

敬 具

安衛法に基づく第1種圧力容器に係る対応必要事項について

1. 取扱作業における所定の資格者の選任及び氏名の掲示

(1) 法規上の規定

① 定置式設備関係（一・二次基地、充填所、AG スタンド等）

- 化学設備（移動式を除く。）に係る第1種圧力容器であって内容積1 m³（LPG420kg）以上の貯槽（バルク貯槽含む。）又は容器を設置してLPGを取扱う作業においては、第1種圧力容器取扱作業主任者を選任し、「氏名」及び「取扱業務に関する事項」を掲示しなくてはならない。

（注）プロパン・ブタンの定置式設備は、安衛法において化学設備と規定されている。

[安衛法第14条、施行令第6条第17号、第9条の3、衛生規則第16条]

[ボイラー及び圧力容器規則第66条]

- 選任する取扱作業主任者は「特定第1種圧力容器取扱作業主任者免許保有者」又は「化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者」でなくてはならない。

[ボイラー及び圧力容器規則第62条]

- 「特定第1種圧力容器取扱作業主任者免許」は、「高压法製造保安責任者免状（甲化・甲機・乙化・乙機・丙化）又は販売主任者免状（第1種・第2種）」若しくは「ガス事業法ガス主任技術者免状（甲・乙・丙種）」保有者であれば、都道府県労働局長に申請すれば取得することが出来る。

[ボイラー及び圧力容器規則第119条]

（参考）安衛法第14条取扱作業主任者の選任に基づく規定に違反している場合の罰則は、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」と規定されている。

② 移動式設備関係（移動式製造設備・充填設備関係＝バルクローリー）

- 化学設備（移動式を除く。）に係る第1種圧力容器の取扱いの作業以外の作業（移動して使用される内容積1 m³（LPG420kg）以上の容器に係る作業）については、第1種圧力容器取扱作業主任者を選任し、「氏名」及び「取扱業務に関する事項」を掲示しなくてはならない。

（注）プロパン・ブタンの移動式設備は、安衛法において化学設備以外の設備とされている。

[安衛法第14条、施行令第6条第17号、第9条の3、衛生規則第16条]

[ボイラー及び圧力容器規則第66条]

- 選任する取扱作業主任者は、「特定第1種圧力容器取扱作業主任者免許保有者」又は「特級ボイラー技士」「一級ボイラー技士」「二級ボイラー技士」「化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者」「普通第1種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者」でなくてはならない。

[ボイラー及び圧力容器規則第62条]

(2) 対応・措置

① 定置設備関係（一・二次基地、充填所、AG スタンド等）

- ◆ 貯蔵量 420kg 以上 LPG 貯槽設置の高圧法製造事業所（一・二次基地、容器充てん所、AG スタンド）及び簡易ガス事業所（特定製造所）については、保安責任者に選任されている者又は所定の有資格者に対し、「特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許」の取得申請を行い、取得後該当設備近傍に「氏名」及び「取扱業務に関する事項」を掲示する。
※高圧法において製造事業所となる工業用等の需要家に対しても同様。

② 移動式設備関係（移動式製造設備・充填設備関係＝バルクローリー）

- ◆ 貯蔵量 420kg 以上のバルクローリー保有事業所は、当該事業所の管理責任者又は担当者で高圧法製造保安責任者免状等の資格保有者 1 名以上が「特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許」の取得申請を行い、取得後事業所の適切な箇所に「氏名」及び「取扱業務に関する事項」を掲示する。
※事業所において所定の資格保有者が在籍していない場合は、高圧法製造保安責任者免状等の所定の資格を取得し安衛法「特定第 1 種圧力容器取扱作業主任者免許」の取得申請を行う。若しくは「特級ボイラー技士」「一級ボイラー技士」「二級ボイラー技士」「化学設備関係第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者」「普通第 1 種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者」の何れかの資格取得が必要となる。

2. 安衛法におけるその他諸規制

前記 1 項以外の法規上の規制は以下の通りである。

2-1 第 1 種圧力容器の据付位置等

(1) 法規上の規定

- 第 1 種圧力容器は、取扱、検査及びそうじに支障がない位置に設置しなければならない。
[ボイラー及び圧力容器規則第 61 条第 1 項]

(2) 対応・措置

- ◆ 高圧法等に基づき設置している設備は当該規定を満足していると考えられる。

2-2 附属品の管理

(1) 法規上の規定

- 事業者は、第 1 種圧力容器の安全弁その他の附属品の管理について、次の事項を行わなければならない。
 - 一 安全弁は、最高使用圧力以下で作動するように調整すること。
 - 二 圧力計は、使用中その機能を害するような振動を受けることがないようにし、かつ、その内部が凍結し、又は八十度以上の温度にならない措置を講ずること。
 - 三 圧力計の目盛りには、当該第 1 種圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい

表示をすること。

[ボイラー及び圧力容器規則第 65 条第 1 項]

(2) 対応・措置

- ◆ 高圧法等に基づき設置している設備は当該規定を満足していると考えられる。

2-3 第 1 種圧力容器の内部に入るときの措置

(1) 法規上の規定

- 事業者は、労働者がそうじ、修繕等のため、第 1 種圧力容器の内部に入るときは、次の事項を行わなければならない。
 - 一 第 1 種圧力容器を冷却すること。
 - 二 第 1 種圧力容器の内部の換気を行うこと。
 - 三 第 1 種圧力容器の内部で使用する移動電線は、キャブタイヤケーブル又はこれと同等以上の絶縁効力及び強度を有するものを使用させ、かつ、移動電線は、ガードを有するものを使用させること。
 - 四 使用中のボイラー又は他の圧力容器との管連絡を確実に遮断すること。

[ボイラー及び圧力容器規則第 69 条]

(2) 対応・措置

- ◆ 高圧法等に基づき設置し、KHK 認定検査会社等により開放作業を実施している場合は、当該規定を満足していると考えられる。

以 上